



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**700号** 2018年3月6日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 TEL・Fax : 870-0335  
 携帯 : 090-5587-7693  
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

問題点があがる

## 会計年度任用職員

### 2020年度導入に向けて

2020年度から自治体の新たな非常勤職員の区分となる「会計年度任用職員」制度が始まる。非常勤・臨時職などの職種からの洗い出し、関連条例の制定や人事・給与システムの改修といった準備が進んでいるが、問題点が少ない。連合通信（2017/03/14）に掲載された「『一時金支給』を喜べるか／地公法・自治法改正案の問題点」を前号に続き転載する。



#### (4) 労働基本権はどうなる？

##### 新たな権利制約へ

非正規公務員の中でも、特別職非常勤職員にはストライキ権を含む労働基本権が認められています。基本権を制約する地公法の適用除外になっているためです。現在はスト権があり、労働委員会を活用することもできます。

ところが、法案では特別職非常勤職員は審議会委員などの「有識者」に限定し、大部分

の職員は新たな「会計年度任用職員」に移されることに。地公法に位置付けられる以上、他の公務員と同様、労働基本権は制約を受けます。労働協約締結権やスト権はなくなり、労働委員会の活用も不可能になります。

スト権や労働委員会を使って運動を進めてきた組合から「権利の剥奪だ」との声が上がっているのは、そのためです。

ただし、労働基本権の適用内容は、もともと職種によって異なっている点に注意が必要です。現業職員の場合は労働協約締結権があり、労働委員会の活用も可能です。この点は、現業系の会計年度任用職員も同じ。スト権はなくなりますが、労働委員会は使えます。勤務条件の是正を人事委員会に求める措置要求を含め、全体として権利救済のあり方をどうしていくのかの議論が求められます。

#### (5) 正規職員への道はある？

##### 無権利パートを拡大・固定化

民間職場では、有期雇用を無期雇用に転換できる仕組み（労働契約法）や、正社員への登用制度がつけられています。「民間準拠」が

「日本と原発」河合弘之監督の最新作

## 日本と再生

牛久上映会

世界を駆動させるのは、溢れる自然の力。地球を一回りして、自然エネルギーの活況を見に行こう。太陽、風、地熱、バイオマス等、よく見れば、日本は資源大国。

日時 3月23日（金）2回上映

①10時45分上映

②14時30分上映

主催 原発いらない牛久の会

入場料 500円 高校生以下無料

20  
回  
目  
の  
口  
頭  
弁  
論

# 東海第二原発の運転差止訴訟

2月8日、水戸地裁で「東海第二原発運転差止住民訴訟」の第20回目の口頭弁論がおこなわれました。

## 東海第二原発の危険性

今回は常総生協の大石光伸氏が、老朽化した東海第二原発の危険性について主張。①東海第二原発が日本で最もトラブルの多い原発であり、トラブルの増加傾向で老朽化の兆候（バスタブ曲線）が見られること、②老朽化とは機器の劣化だけでなく、現在求められている安全水準から見た時、**建設当時の設計は安全対策が「陳腐化」**して安全性が確保できないこと（陳腐化への対策：オブソレッセンス・マネジメント）、③日本原電には**運転能力がないこと、機器保全能力がないこと**を訴えました。

## 20mの防潮堤では無理

また、代理人弁護士が津波想定の問題点を主張しました。北海道沖の千島海溝から日本海溝、そして伊豆小笠原海溝までの3つのプレートが同時に動いた時、東海第二原発で想定される津波は30mを超え、20mの防潮堤ではとうてい安全を確保できないこと。30mを超える津波に襲われた時原子炉建屋は倒壊し、周辺住民に甚大な被害をもたらすことを訴えました。

## 「原告の弁論は認めない」

今回の裁判は、二日前になって裁判長が突然「原告の弁論は認めない」と通告してきたことで緊迫しました。最高裁から「原発裁判では原告住民にはしゃべらすな」との指示があったとの話もあり、主権者である国民か

ら委任された司法が、主権者の訴えや主張を制限しようとするのが身近に起きました。国民が公正な裁判を受ける権利の制限です。

特に原発裁判は広範な住民の安全と平穏に暮らす権利をめぐる社会の関心が高く、裁判の公開と口頭弁論主義が最も尊重されなければなりません。さすがに住民側弁護士の追求に恥ずかしいと思ったのか、裁判長は前言を翻し原告住民の弁論を認めざるを得なくなりましたが、くやしまぎれに「例外として」などと付け加えました。被告になっている日本原電や国は法廷では何もしゃべらず、他方で規制委員会は3月には東海第二再稼働の許可を出そうとしています。そして11月までに2038年までの20年の運転延長も認めようと既成事実化をすすめています。

## （前頁より続く）

原則の公務にこうした制度を適用してもいいはず。

正職員と同じ仕事に就き、恒常的な業務に従事している非正規職員は少なくありません。民間にならって、無期雇用化や正規化を目指すのが筋ですが、法案はそこまで踏み込んではいません。

会計年度任用職員について、フルタイムとパートに分けるとしている点も心配です。その基準は正職員の労働時間と同じかどうかです。極端なケースですが、それまでフルタイムだった人を1日15分だけ短くしてパートに移すことも可能です。給料や諸手当を支払わなければならないフルタイムより、「期末手当を支給できる」だけのパートの方が安上がりです。

退職金支給などを求めた裁判では、正職員の4分の3程度の労働時間なら、「正規と同様の常勤職員」とみなして支給すべきとの判決が出されています。常識的な判断基準でしょう。法案は、「同じか、短い」だけの基準ですから、労働時間が4分の3でもパートに分類される恐れが十分です。

